明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（農林水産六八）　一
○農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同六九）　二
〔規則〕
○実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委一一）　二
〔告示〕
○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件（内閣府一一三六～一一三八）　二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件の一部を改正する件（法務五五四）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同五五五）　三
○エチオピア連邦民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四〇六）　三
○パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の書簡の交換に関する件（同四〇七）　三
○コスティ市浄水場施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇八）　三
○食糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇九）　三
○技能審査認定規程第八条の規定に基づき、圧入施工技能審査を廃止する件（厚生労働三八〇）　三
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（同三八一）　三
○保安林の指定をする件（農林水産二一二六～二一三二）　三
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律に基づき船級協会の登録をした件（国土交通一一五八）　三
○道路に関する件（関東地方整備局三〇六～三〇九）　三
○道路に関する件（北陸地方整備局八三～八五）　三
○道路に関する件（四国地方整備局一一三、一一四）　三
○道路に関する件（九州地方整備局一五六、一五七）　三
〔国会事項〕
内閣　三
〔人事異動〕
内閣　三
〔叙位・叙勲〕
内閣　三
〔皇室事項〕
諸事項　三
〔官庁報告〕
国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　三
〔公告〕
諸事項　三
官庁
財団関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　三
会社その他　三

省令

○農林水産省令第六十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十八条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の表第四十五条第一号ハの犬のうち、身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの及び第四十五条第二号から第八号までに掲げる指定検疫物であつて携帯品として輸入するものの項中「那覇港」の下に「、平良港」を加える。

附　則

この省令は、平成二十八年十一月一日から施行する。

○農林水産省令第六十九号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十月二十四日

農林水産大臣　山本　有二

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の項中「、第四十九条第一項（第五十条の二第四項、第五十条の四第四項、第六十五条第四項、第七十三条第二項及び第七十三条の三